

令和元年9月2日

第3回 大垣市議会定例会議案

目

次

議第 7 3 号	令和元年度大垣市一般会計補正予算（第 2 号）
議第 7 4 号	令和元年度大垣市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）
議第 7 5 号	令和元年度大垣市介護保険事業会計補正予算（第 2 号）
議第 7 6 号	大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 制定について
議第 7 7 号	大垣市職員定数条例等の一部改正について
議第 7 8 号	大垣市職員の分限に関する条例等の一部改正について
議第 7 9 号	大垣市印鑑登録条例の一部改正について
議第 8 0 号	大垣市税条例の一部改正について
議第 8 1 号	大垣市手数料徴収条例の一部改正について
議第 8 2 号	大垣市水道事業給水条例の一部改正について
議第 8 3 号	請負契約の締結について
議第 8 4 号	財産の取得について
議第 8 5 号	平成 3 0 年度大垣市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に ついて
報第 9 号	専決処分の報告について
報第 1 0 号	専決処分の報告について
認第 1 号	平成 3 0 年度大垣市一般会計及び特別会計決算の認定について
認第 2 号	平成 3 0 年度大垣市公営企業会計決算の認定について

議第73号

令和元年度大垣市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度大垣市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,641,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年9月2日 提出

大垣市長 小川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入		項	補正前の額	補正額	計
歳入	款				
15. 国	庫	支 出 金	6,398,596	21,800	6,420,396
		1. 国	5,490,958	14,000	5,504,958
		庫			
		負 担 金			
		2. 国	872,217	7,800	880,017
		庫			
		補 助 金			
16. 県	支	出 金	3,735,620	40,000	3,775,620
		1. 県	2,276,685	7,000	2,283,685
		負 担 金			
		2. 県	1,073,313	33,000	1,106,313
		補 助 金			
18. 寄	附	金	472,820	1,500	474,320
		1. 寄	472,820	1,500	474,320
		附 附 金			
20. 繰	越	金	1,026,500	255,100	1,281,600
		1. 繰	1,026,500	255,100	1,281,600
		越 越 金			
22. 市	債		5,925,200	5,100	5,930,300
		1. 市	5,925,200	5,100	5,930,300
		債 債			
歳	入	合 計	64,317,900	323,500	64,641,400

(単位：千円)

歳 出 款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総	務 費		13,890,010	178,600	14,068,610
	1. 総	務 管 理 費	11,476,260	138,600	11,614,860
	3. 徴	税 費	667,770	40,000	707,770
3. 民	生 費		21,744,690	34,400	21,779,090
	2. 老	人 福 祉 費	2,312,920	6,200	2,319,120
	3. 児	童 福 祉 費	9,188,880	28,200	9,217,080
6. 農	林 水 産 業 費		896,810	56,700	953,510
	4. 土	地 改 良 費	548,430	56,700	605,130
7. 商	工 費		2,216,330	4,000	2,220,330
	1. 商	工 費	2,171,830	4,000	2,175,830
8. 土	木 費		6,857,290	3,000	6,860,290
	5. 住	宅 費	544,140	3,000	547,140

款	項	補正前額	補正額	計
10. 教育費		6,442,600	46,800	6,489,400
	2. 小学校費	781,440	500	781,940
	4. 幼稚園費	986,490	11,900	998,390
	5. 社会教育費	1,635,940	7,200	1,643,140
	6. 保健体育費	1,569,640	27,200	1,596,840
	歳出合計	64,317,900	323,500	64,641,400

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事項	項目	期間	限度額
学習館・文化会館改修事業		令和2年度	40,700

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学習館・文化会館改修事業	5,100	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和元年度大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費国庫負担金	5,356,018	9,400	5,365,418	2. 児童福祉費	9,400	累計 幼児保育等無償化給付費 預かり保育無償化給付費 8,600×1/2 4,300 認可外保育施設等無償化給付費 10,200×1/2 5,100
3. 教育費国庫負担金	132,592	4,600	137,192	1. 幼稚園費	4,600	無償化給付費 9,200×1/2
計	5,490,958	14,000	5,504,958			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費国庫補助金	105,560	5,900	111,460	1. 総務管理費	5,900	累計 個人番号カード利用環境整備事業費 5,900×10/10

2. 民生費国庫補助金	319,353	1,000	320,353	4. 老人福祉費	1,000	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費 600×10/10 600 600×2/3 400
5. 教育費国庫補助金	71,171	900	72,071	4. 幼稚園費	900	累計 教材費等実費徴収費用補助事業費 2,700×1/3
計	872,217	7,800	880,017			

(款) 16. 県支出金

(項) 1. 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費県負担金	2,197,949	4,700	2,202,649	3. 児童福祉費	4,700	累計 幼児保育等無償化給付費 預かり保育無償化給付費 8,600×1/4 2,150 認可外保育施設等無償化給付費 10,200×1/4 2,550
3. 教育費県負担金	66,296	2,300	68,596	1. 幼稚園費	2,300	無償化給付費 9,200×1/4
計	2,276,685	7,000	2,283,685			

(款) 16. 県支出金
(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 県補助金	725,752	8,400	734,152	4. 児童福祉費	8,400	累計 幼児保育等無償化実施円滑化事業費 2,400×10/10 幼児保育等無償化システム改修事業費 6,000 6,000×10/10
4. 農林水産業費 県補助金	179,970	22,700	202,670	4. 土地改良費	22,700	累計 県単土地改良事業費 50,500×4/10 20,200 5,000×5/10 2,500
6. 土木費 県補助金	36,092	1,000	37,092	4. 住宅費	1,000	累計 空家除却支援事業費 3,000×1/3
7. 教育費 県補助金	88,026	900	88,926	3. 幼稚園費	900	累計 教材費等実費徴収費用補助事業費 2,700×1/3
計	1,073,313	33,000	1,106,313			

(款) 18. 寄附金
(項) 1. 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 寄附金	3,560	1,000	4,560	3. 児童福祉費	1,000	累計 1,410

3. 教育費寄附金	3,100	500	3,600	1. 小学校費	500	累計	2,000
計	472,820	1,500	474,320				

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	1,026,500	255,100	1,281,600	1. 繰越金	255,100	
計	1,026,500	255,100	1,281,600			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7. 教育債	221,400	5,100	226,500	1. 教育債	5,100	学習館・文化会館改修事業債
計	5,925,200	5,100	5,930,300			

2 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳		節		説明
				特出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
										国県支	
20. 諸費	20,600	132,700	153,300	-	-	-	132,700	23. 償還金利子及び割引料	132,700	累計 国庫等返還金	142,700
21. 自治体ポイント事業費	-	5,900	5,900	5,900	-	-	-	4. 共済費	200	社会保険料	
								7. 賃金	1,220		
								11. 需用費	1,250	消耗品費 印刷製本費	400 850
								13. 委託料	3,230	自治体ポイント利用環境整備委託料 外	
計	11,476,260	138,600	11,614,860	5,900	-	-	132,700				

(款) 2. 総務費

(項) 3. 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳		節		説明
				特出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
										国県支	
2. 賦課徴収費	228,960	40,000	268,960	-	-	-	40,000	23. 償還金利子及び割引料	40,000	累計 市税過誤納還付金	90,000
計	667,770	40,000	707,770	-	-	-	40,000				

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	地方債	その他	区分	金額	
1. 老人福祉対策費	409,040	1,200	410,240	1,000	-	-	19. 負担金補助及び交付金	1,200	累計 地域介護・福祉空間整備等事業補助金 47,030
3. 後期高齢者医療費	1,563,270	5,000	1,568,270	-	-	-	19. 負担金補助及び交付金	5,000	累計 後期高齢者医療広域連合負担金 1,511,470
計	2,312,920	6,200	2,319,120	1,000	-	-			

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	地方債	その他	区分	金額	
1. 子育て支援費	109,500	27,200	136,700	22,500	-	-	4. 共済費	280	累計 社会保険料 9,290
							7. 賃金	1,720	累計 4,833
							11. 需用費	200	累計 消耗品費 40 印刷製本費 160 2,460
							13. 委託料	6,200	累計 子ども・子育て支援システム改修委託料外 26,002
							19. 負担金補助及び交付金	18,800	累計 預かり保育無償化給付費 8,600 認可外保育施設等無償化給付費 10,200

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額の特出金	補正額の地方債	補正額その他	区分	金額	
7. 公立保育所	1,839,190	1,000	1,840,190	-	-	1,000	18. 備品購入費	1,000	累計 保育用備品費 15,178
計	9,188,880	28,200	9,217,080	22,500	-	1,000		4,700	

(款) 6. 農林水産業費
(項) 4. 土地改良費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額の特出金	補正額の地方債	補正額その他	区分	金額	
3. 土地改良施設整備費	420,640	56,700	477,340	22,700	-	-	13. 委託料	5,000	累計 測量委託料 11,500
							15. 工事請負費	50,500	累計 243,600
							19. 負担金補助及び交付金	1,200	累計 県営農道整備事業負担金 130,410
計	548,430	56,700	605,130	22,700	-	-		34,000	

(款) 7. 商工費
(項) 1. 商工費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額の特出金	補正額の地方債	補正額その他	区分	金額	
1. 商工振興費	1,378,710	4,000	1,382,710	-	-	-	19. 負担金補助及び交付金	4,000	累計 176,948 中心市街地リフレッシュサポート事業補助金
計	2,171,830	4,000	2,175,830	-	-	-		4,000	

(款) 8. 土木費

(項) 5. 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源	その他	区分	金額	
3. 住宅対策費	175,520	3,000	178,520	1,000	-	-	19. 負担金補助及び交付金	3,000	累計 空家除却支援事業補助金 138,500
計	544,140	3,000	547,140	1,000	-	-		2,000	

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源	その他	区分	金額	
1. 学校管理費	632,220	500	632,720	-	-	500	18. 備品購入費	500	累計 校用器具費 50,220
計	781,440	500	781,940	-	-	500		-	

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源	その他	区分	金額	
1. 幼稚園費	986,490	11,900	998,390	8,700	-	-	19. 負担金補助及び交付金	11,900	累計 幼稚園無償化給付費 382,279 教材費等実費徴収費用補助金 9,200 2,700
計	986,490	11,900	998,390	8,700	-	-		3,200	

(款) 10. 教育費
(項) 5. 社会教育費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				補正額の特		財源		区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他	一般財源				
3. 文化施設費	510,100	7,200	517,300	-	5,100	-	2,100	15. 工事請負費	7,200	累計	171,400
計	1,635,940	7,200	1,643,140	-	5,100	-	2,100				

(款) 10. 教育費
(項) 6. 保健体育費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				補正額の特		財源		区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他	一般財源				
1. 保健体育 総務費	107,070	4,200	111,270	-	-	-	4,200	19. 負担金補助 及び交付金	4,200	累計	36,170
2. 体育施設費	481,710	23,000	504,710	-	-	-	23,000	15. 工事請負費	23,000	東京2020オリンピック 聖火リレー岐阜 県実行委員会負担金	137,100
計	1,569,640	27,200	1,596,840	-	-	-	27,200			累計	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	支 出 予 定 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間 年 度	金 額	期 間 年 度	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
学 習 館 ・ 文 化 会 館 改 修 事 業	40,700	40,700	—	—	2	40,700	—	28,900	—	11,800

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中起債見込額		当該年度末現在高見込額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
1. 普 通 債	4,262,700	4,267,800	39,557,502	39,562,602
(8) 一 般 単 独	1,812,200	1,817,300	11,748,579	11,753,679
合 計	5,925,200	5,930,300	67,559,433	67,564,533

議第74号

令和元年度大垣市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

令和元年度大垣市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,880,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日 提出

大垣市長 小川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
6. 繰越金		514,870	156,300	671,170	
	1. 繰越金	514,870	156,300	671,170	
歳入	合計	15,724,000	156,300	15,880,300	

歳出		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1. 総務費		217,880	156,300	374,180	
	1. 総務管理費	217,550	156,300	373,850	
歳出	合計	15,724,000	156,300	15,880,300	

令和元年度大垣市国民健康保険事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 6. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	514,870	156,300	671,170	1. 繰越金	156,300	
計	514,870	156,300	671,170			

2 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
				保険料	県支	入金繰	その他			
2. 諸費	20,900	156,300	177,200	-	-	-	156,300	23. 償還金利子及び割引料	156,300	累計 国庫等返還金
計	217,550	156,300	373,850	-	-	-	156,300			

議第75号

令和元年度大垣市介護保険事業会計補正予算（第2号）

令和元年度大垣市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,788,500千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日 提出

大垣市長 小川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
7. 繰越金		118,600	103,500	222,100	
	1. 繰越金	118,600	103,500	222,100	
歳入	合計	13,685,000	103,500	13,788,500	

歳出		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1. 総務費		268,510	103,500	372,010	
	1. 総務管理費	161,530	103,500	265,030	
歳出	合計	13,685,000	103,500	13,788,500	

令和元年度大垣市介護保険事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 7. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	118,600	103,500	222,100	1. 繰越金	103,500	
計	118,600	103,500	222,100			

2 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	金額	説明
				保険料	国県支金	繰入金	その他			
2. 諸費	3,610	103,500	107,110	-	-	-	103,500	23. 償還金利子及び割引料	103,500	国庫等返還金
計	161,530	103,500	265,030	-	-	-	103,500			

議第76号

大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月2日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては基本報酬（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。）並びに時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬並びに期末手当をいう。

(給料及び基本報酬)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料の月額、その職務の内容及び責任の度に基づき、大垣市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第10号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の給料との権衡を考慮して、別表の左欄に掲げる会計年度任用職員が従事する業務の種別に応じ、同表の右欄に定める額（次項において「上限額」という。）を超えない範囲内で市の規則で定める額とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、その職務の内容及び責任の度に基づき、給与条例の適用を受ける職員の給料との権衡並びに勤務日数及び勤務時間数を考慮して、上限額を超えない範囲内で市の規則で定める額とする。

(給料及び基本報酬の支給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料及びパートタイム会計年度任用職員(月額で基本報酬を定める者に限る。)の基本報酬の支給は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 パートタイム会計年度任用職員(日額又は時間額で基本報酬を定める者に限る。)の基本報酬は、月の1日から末日までの間における勤務日数又は勤務時間数により計算した全額を、市の規則で定める支給日に支給する。

(通勤手当)

第5条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員の例により、通勤手当を支給する。

(特殊勤務手当)

第6条 フルタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当を支給する。その種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及び支給の方法については、市の規則で定める。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当並びにこれらに相当する報酬)

第7条 会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員の例により、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当(パートタイム会計年度任用職員にあっては、これらに相当する報酬)を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額によるものとする。

(宿日直手当及びこれに相当する報酬)

第8条 会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員の例により、宿日直手当(パートタイム会計年度任用職員にあっては、これに相当する報酬)を支給する。

(期末手当)

第9条 給与条例第24条から第24条の3までの規定(給与条例第24条第3項及び第5項の規定を除く。)は、任期の定めが12月で6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市の規則で定める者を除く。)について準用する。この場合において、給与条例第24条第2項中「100分の130を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第25条において「特定管理職員」という。))にあっては

100分の110を乗じて得た額)」とあるのは「給与条例の適用を受ける職員の期末手当との権衡を考慮し、市の規則で定める率を乗じて得た額」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「職員が受けるべき給料の月額（パートタイム会計年度任用職員にあつては、市の規則で定める報酬の額）」と読み替えるものとする。

（勤務1時間当たりの給与算出）

第10条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市の規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条に規定する特殊勤務手当の支給対象となる勤務に従事した場合の勤務1時間当たりの給与額は、前項に定める勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる額を加えた額とする。

(1) 月額で定められている手当の支給を受けているときは、その手当の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市の規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額で定められている手当の支給を受けているときは、その手当の日額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりにおける1日平均所定労働時間数で除して得た額

3 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 基本報酬を月額で定める場合 基本報酬の月額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市の規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 基本報酬を日額で定める場合 基本報酬の日額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 基本報酬を時間額で定める場合 基本報酬の時間額

（給与及び報酬の端数計算）

第11条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第7条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手

当並びにこれらの手当に相当する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(給与の減額)

第12条 会計年度任用職員が勤務しないときは、大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)第9条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日又は市の規則で定める日である場合、有給の休暇による場合その他その勤務をしないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第13条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の性質その他特別の事情によりこれらの規定により難しい者として任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮し、任命権者が別に定める。

(給与からの控除)

第14条 給与条例第16条第2項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(給与の口座振替による支払)

第15条 給与は、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(通勤に係る費用弁償)

第16条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第13条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用の弁償は、給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、その支給する額は、1月当たりの通勤回数を考慮して市の規則で定める。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第17条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員の旅行に係る費用弁償は、大垣市職員の旅費に関する条例(昭和31年条例第6号)の適用を受ける職員の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務区分は、同条例別表職務区分3に相当するものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

別表（第3条関係）

会計年度任用職員が従事する業務の種別	額
給与条例別表第1ア行政職給料表(1)の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務	給与条例別表第1ア行政職給料表(1)の1級の29号給の額
給与条例別表第1イ行政職給料表(2)の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務	給与条例別表第1イ行政職給料表(2)の1級の25号給の額
給与条例別表第2ア医療職給料表(1)の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務	給与条例別表第2ア医療職給料表(1)の1級の25号給の額
給与条例別表第2イ医療職給料表(2)の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務	給与条例別表第2イ医療職給料表(2)の2級の21号給の額
給与条例別表第2ウ医療職給料表(3)の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務	給与条例別表第2ウ医療職給料表(3)の2級の21号給の額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第 77 号

大垣市職員定数条例等の一部改正について

大垣市職員定数条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市職員定数条例等の一部を改正する条例

(大垣市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 大垣市職員定数条例(昭和 24 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項を次のように改める。

この条例において「職員」とは、市長、地方公営企業、議会の事務局、教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関並びに選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び農業委員会の事務局に常時勤務する地方公務員で、一般職に属する者(臨時の職に任用されたものを除く。)をいう。

第 1 条第 2 項中「、嘱託、副市長、教育長」を削り、「除く」を「含まない」に改める。

(大垣市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 大垣市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(3) 大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 17 年条例第 1 号)第 4 条第 3 項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 箇月に達する日(以下「1 歳 6 箇月到達日」という。)(第 2 条の 4 に規定する場合にあっては、2 歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らか

かでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して市の規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする者

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合

に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが

継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第9条中「育児休業をした職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第12条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第20条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
 - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定

める非常勤職員

第21条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「勤務時間条例第14条」を「労働基準法第67条」に改め、「規定による育児時間」の次に「（以下「育児時間」という。）」を、「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。第22条中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（大垣市職員の分限に関する条例の一部改正）

第3条 大垣市職員の分限に関する条例（昭和60年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期（以下「会計年度任用職員の任期」という。）の範囲内」と、「3年に満たない場合」とあるのは「会計年度任用職員の任期に満たない場合」と、「3年を超えない限度」とあるのは「会計年度任用職員の任期の限度」とする。

(大垣市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 大垣市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年条例第58号)の一部を次のように改正する。

第4条中「の月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第3条に規定する基本報酬の額)(以下「給料等」という。)」を加え、「給料から」を「給料等から」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成6年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(大垣市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 大垣市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(大垣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 大垣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、職員」の次に「(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)」を加える。

(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 大垣市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「ものとする」を「ことができる」に改める。

第21条の2中「までに規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150、100分の125又は100分の25」を「までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当」に改める。

第28条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第28条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与につい

ては、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

別表第1アの表備考ただし書を削る。

(大垣市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第9条 大垣市職員の旅費に関する条例(昭和31年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「一般職の職員」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第11条、第14条、第15条、第15条の4、第19条関係)

職務区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)
1 市長・副市長・教育長	3,000円	14,800円
2 行政職給料表(1) 7.8 医療職給料表(1) 1.2.3.4.5 医療職給料表(2) 7.8 医療職給料表(3) 6.7	2,600円	13,100円
3 行政職給料表(1) 1.2.3.4.5.6 行政職給料表(2) 1.2.3.4.5 医療職給料表(2) 1.2.3.4.5.6 医療職給料表(3) 1.2.3.4.5 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員	2,200円	10,900円

(大垣市職員退職手当条例の一部改正)

第10条 大垣市職員退職手当条例(昭和28年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第6条の6を第6条の7とし、第6条の5の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の退職手当の額)

第6条の6 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、第2条の4及び第6条の5の規定にかかわらず、職員の退職手当の額との権衡を考慮して、当該額の範囲内で市長が定める額とする。

(大垣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 大垣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第16条の7の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与の種類及び基準)

第16条の8 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員の給与の種類及び基準については、大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)の各相当規定及び大垣市退職手当条例(昭和28年条例第28号)の会計年度任用職員に係る規定の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第78号

大垣市職員の分限に関する条例等の一部改正について

大垣市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月2日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(大垣市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 大垣市職員の分限に関する条例(昭和60年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に、「いたった」を「至った」に改める。

(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 大垣市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第20条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第24条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第24条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第25条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

(大垣市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 大垣市職員の旅費に関する条例(昭和31年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号又は第5号」を「第16条第1号又は第4号」に改める。

(大垣市職員退職手当条例の一部改正)

第4条 大垣市職員退職手当条例(昭和28年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」

を削る。

（大垣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 大垣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「（同法第16条第1号、第3号及び第4号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議第79号

大垣市印鑑登録条例の一部改正について

大垣市印鑑登録条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月2日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市印鑑登録条例の一部を改正する条例

大垣市印鑑登録条例(昭和55年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第4条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に、「氏名若しくは」を「氏名、旧氏若しくは」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏又は通称」を加え、同条第3項中「記載されている」を「記載がされている」に改める。

第6条第1項第3号を次のように改める。

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項第7号中「記載されている」を「記載がされている」に改め、同号を同項第6号とし、同条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第12条第1項第4号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加える。

第14条第1項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

第14条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「記載されている」を「記載がされている」に改め、同号を同項

第5号とする。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議第 80 号

大垣市税条例の一部改正について

大垣市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 大垣市税条例（昭和 25 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条の 2 中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 1 項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第 28 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 28 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「第 203 条の 5 第 1 項」を「第 203 条の 6 第 1 項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 28 条の 3 の 3 第 2 項中「第 203 条の 5 第 2 項」を「第 203 条の 6 第 2 項」に改め、同条第 4 項中「第 203 条の 5 第 5 項」を「第 203 条の 6 第 6 項」に改める。

第 28 条の 4 第 1 項中「によって」を「により」に、「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に、「第 7 項」を「第 8 項」に、「においては」を「には」に改

める。

附則第18条の2に次の3項を加える。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第18条の4の規定により読み替えられた第65条の7第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第18条の2を附則第18条の2の2とし、附則第18条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第18条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第18条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第64条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第18条の6に次の1項を加える。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第65条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第19条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円

	5,000円	2,500円
--	--------	--------

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第20条を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第20条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第67条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第69条及び第70条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割

の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 大垣市税条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第19条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第20条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和元年10月1日

(2) 第1条中大垣市税条例第28条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに第28条の3の2、第28条の3の3及び第28条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日

(3) 第2条中大垣市税条例第17条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の大垣市税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第28条の2第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場

合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第28条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき大垣市税条例第28条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第28条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第28条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の大垣市税条例第17条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の大垣市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の大垣市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議第 8 1 号

大垣市手数料徴収条例の一部改正について

大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例

大垣市手数料徴収条例（平成 1 2 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 1 の部 6 の項中「3, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、5, 0 0 0 円)」を、「6, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、1 万円)」を、「1 万円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、1 万 7, 0 0 0 円)」を、「1 万 7, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、2 万 9, 0 0 0 円)」を、「2 万 9, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、4 万 8, 0 0 0 円)」を、「5 万 1, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、8 万 5, 0 0 0 円)」を、「8 万 1, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、1 3 万 5, 0 0 0 円)」を、「1 0 万 2, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、1 7 万円)」を、「1 0 万 9, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、1 8 万 1, 0 0 0 円)」を、「1 2 万 8, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、2 1 万 3, 0 0 0 円)」を加え、同部 7 の項中「1 万 9, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、3 万 6, 0 0 0 円)」を、「3 万 8, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、7 万 3, 0 0 0 円)」を、「5 万 4, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、1 0 万 3, 0 0 0 円)」を、「7 万 6, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、1 4 万 5, 0 0 0 円)」を、「1 0 万 9, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、2 0 万 8, 0 0 0 円)」を、「1 5 万 8, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、2 9 万 8, 0 0 0 円)」を、「2 1 万 6, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、4 0 万 4, 0 0 0 円)」を、「2 8 万 2, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、5 2 万 9, 0 0 0 円)」を、「3 2 万 9, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、6 2 万 2, 0 0 0 円)」を、「5 万 9, 0 0 0 円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、1 1 万 6, 0 0 0 円)」を、「9 万 8, 0 0 0 円」の次に「(新た

に追加される建築物にあっては、19万1,000円)」を、「15万7,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、29万8,000円)」を、「20万5,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、38万2,000円)」を、「24万5,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、45万6,000円)」を、「28万7,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、53万2,000円)」を、「4万7,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、9万2,000円)」を、「8万円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、15万4,000円)」を、「13万3,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、24万8,000円)」を、「17万6,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、32万4,000円)」を、「21万2,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、39万円)」を、「25万円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、45万7,000円)」を、「12万9,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、25万6,000円)」を、「20万7,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、40万7,000円)」を、「29万8,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、58万円)」を、「36万9,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、71万1,000円)」を、「43万6,000円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、83万8,000円)」を、「50万円」の次に「(新たに追加される建築物にあっては、95万6,000円)」を加え、同表備考第8号イ中「係る建築物」の次に「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する申請建築物及び他の建築物。ウ及びエにおいて同じ。)」を加え、同表備考に次のように加える。

9 11の部4の項から7の項までにおける建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る一の建築物(変更の認定については、変更が行われない建築物を除く。)ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、11の部4の項から7の項までの規定中「申請戸数」とあるのは、「一の建築物の申請戸数」と読み替える。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)附則第1条本文に規定する施行の日から施行する。

議第 8 2 号

大垣市水道事業給水条例の一部改正について

大垣市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大垣市水道事業給水条例（平成 1 0 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条第 1 項中「第 4 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

議第 83 号

請負契約の締結について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するものとする。

令和元年 9 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | （補）荒崎幼保園改築（建築主体）工事 |
| 2 契約金額 | 5 億 6 万円 |
| 3 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 大垣市本今 4 丁目 6 7 番地 5
株式会社高岩組
代表取締役 高木 英一 |

議第 8 4 号

財産の取得について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 3 条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するものとする。

令和元年 9 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財産の種類及び数量 | 新庁舎備品（電子掲示板等一式） |
| 2 | 取得価格 | 3, 9 0 5 万円 |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得の相手方 | 大垣市小野 4 丁目 3 5 番地 1 0
グレートインフォメーションネットワーク
株式会社
代表取締役社長 川瀬 尚志 |

議第 85 号

平成 30 年度大垣市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年度大垣市水道事業会計未処分利益剰余金 1 億 3 億 1,715 万 851 円のうち 4 億 6,715 万 851 円を次のとおり処分し、残余を繰り越すものとする。

令和元年 9 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

減債積立金	3,550 万 5,783 円
建設改良積立金	1 億円
資本金への振替	3 億 3,164 万 5,068 円
うち積立金の取崩し相当額	1 億 3,600 万円
長期前受金戻入相当額	1 億 9,564 万 5,068 円

報第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和元年9月2日 提出

大垣市長 小川 敏

専第7号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年6月5日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 14万4,504円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●●●●● |
| 3 事故の概要 | 平成31年4月17日午後2時50分頃、大垣市室村町1丁目12番地2において、本市クリーンセンター職員が運転する公用車が相手方が所有するブロック塀等に接触し、損害を与えた。 |

報第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和元年9月2日 提出

大垣市長 小川 敏

専第8号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年7月1日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 5,616円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●●●●● |
| 3 事故の概要 | 令和元年5月30日午後1時15分頃、大垣市東町3丁目27番地1（三城幼保園遊戯室内）において、本市三城幼保園職員が園児から預かった眼鏡を破損し、損害を与えた。 |

認第1号

平成30年度大垣市一般会計及び特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別冊の平成30年度大垣市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月2日 提出

大垣市長 小 川 敏

認第2号

平成30年度大垣市公営企業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、別冊の平成30年度大垣市病院事業会計決算及び平成30年度大垣市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月2日 提出

大垣市長 小 川 敏